

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成30年10月26日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

<本日の報告事項>

司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

大熊総務課長 それでは、お手元の広報日程に基づいて、私から補足説明を申し上げます。

1ページ目については、特に追加の情報はございません。

2ページ目をおめくりください。

上段、10月30日火曜日、（5）第1回原子力発電所における火災感知器の設置要件に係る会合、こちらが夕刻に開催される予定でございます。こちらは、先般9月12日の原子力規制委員会定例会での議論を受けて実施をするものでございます。

原子力発電所におきまして、熱感知器と煙感知器の設置方法が異なっていることから、性能にばらつきがあるという事例があったと。これについての対応について、事業者と意見交換を行いつつ検討するようにと、こういう方針が委員会で示され、これを受けて実施するというところでございます。今回は事業者から現状や考え方について説明を聞くということをご予定してございます。

次に、中段、11月1日木曜日、（7）第19回原子炉安全専門審査会・第21回核燃料安全専門審査会、こちらが午前中に開催される予定でございます。議題は、記載のとおり4件予定されております。両審査会に審議事項として指示されている事項全般について、状況等を報告していくということとなっております。

まず、議題1といたしまして、火山部会の活動状況について報告を行う予定でございます。

次に、議題2といたしまして、IRRSにおいて明らかになった課題への対応について。こちらは対応の進捗状況を逐次整理し、報告をしているところでございますけれども、その最新の状況について報告をし、議論をいただく予定でございます。

次に、議題の3番目といたしまして、監視・評価に係る規制機関の体制整備のあり方について報告を行います。こちらは人材育成の体系あるいは資格認定の仕組みということで、資格認定制度や研修などの取り組みの状況について、報告を行う予定でございます。

最後に、議題4といたしまして、スクリーニングと要対応技術情報の状況についてと

ということでございます。こちらは事故・トラブル、あるいは海外動向の情報につきまして、対応の要否についてスクリーニングを行い、原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会で審議をいただくということをルーチンのプロセスとして行っております。これについて整理を行い、スクリーニングを行ってきている状況について、両審査会に報告をする予定でございます。

次に、3ページ目上段、11月2日金曜日、(9)核燃料物質の使用の廃止措置計画の認可基準等の見直しに係る意見交換会、こちらが午後13時半から開催される予定でございます。

また、その後、(11)でございますが、試験研究用等原子炉の廃止措置計画の認可基準等の見直しに係る意見交換会、こちらが15時半から開催する予定となっております。

これらの意見交換会でございますけれども、9月19日の原子力規制委員会の定例会での議論を受けて開催するものでございます。

試験研究用等原子炉、また、核燃料物質の使用施設につきまして、廃止措置の実施に当たりまして、実験炉においては、炉心から使用済燃料が取り出されているということが要件となっているわけですが、今申しました試験炉あるいは使用施設ではこれに相当する基準がないということを受けまして、これについてどのように対応していくかということを検討するものでございます。

施設が多様なものでありますので、一律ではなくて、それぞれの対応に応じて措置を求めることが適切であると。事業者の意見を聞いて検討を進めていくようにと、こういう方針が委員会で示されたことを受けて、それぞれ使用施設及び試験研究炉について意見交換を行うというものでございます。関係の事業者に出席をいただいて、それぞれの実態・実情についてお聞きし、意見交換を行う予定でございます。

次に、同じく3ページ目の中段「3.委員の現地視察等」の予定でございます。

(2)に記載しておりますが、日本原子力研究開発機構の幌延深地層研究センターの現地視察に田中知委員が行くと。11月2日にこちらの現地視察を行う予定が新しく入っております。

それから、その下「4.その他」でございますが、(1)に記載してございます、国際アドバイザーと原子力規制委員会との意見交換の会合を10月30日火曜日に行う予定となっております。

こちらは国際アドバイザーとして記載の3名の方々、米国NRCの元委員長のメザーブ氏、それから、チェコ原子力安全庁長官のドラボヴァ氏、また、イギリス原子力規制機関の元首席検査官のホール氏、この3名にお越しいただき、出席をいただいて意見交換を行い、また、助言をいただくということを予定しているものでございます。

私からの御説明は以上です。

< 質疑応答 >

司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお受けしたいと思います。

質問のある方は手をお挙げください。どうぞ、前のほう。

記者 NHKのフジオカです。

直接発表の内容とはかかわりないのですが、日本時間で昨日の国連総会の委員会で、1Fの事故後に、国の避難指示を解除する基準の一つに年間の被ばく線量を20ミリシーベルト以下にしていることについて、去年、人権委員会が勧告した1ミリシーベルト以下という基準を考慮していないという批判があったそうなのですが、国際的に批判があったということについて、規制庁としてどのように受けとめていらっしゃいますか。

大熊総務課長 報告を聞いておりますところでは、国連の人権理事会の特別報告ででしょうか。そういった報告があったということは聞いております。日本政府として外務省を中心に、これについて対応しているところというふうに聞いております。ということであります。

記者 余り具体的というところではなくてもいいのですが、今後、何か直近で対応されるとか、例えば、より丁寧な説明をしていくということになるのか、規制庁として対応されるようなことがあれば教えてください。

大熊総務課長 そうですね。避難指示の解除に関する案件であると思います。避難指示の解除やその要件、これは我々規制委員会が決めているということではございませんで、政府として原子力災害対策本部被災者生活支援チームのほうで設定していることでございます。それから、それから、本件は外交的な話でございますので、外務省のほうで対応を今しているところだというふうに聞いていますところでございます。

司会 後ろの方、お手を挙げられたので、どうぞ。

記者 朝日新聞のオガワと申します。

委員の現地視察等についてなのですが、11月2日に田中委員が幌延に行かれることになっていらっしゃいますが、この視察の理由を教えてください。

大熊総務課長 視察の理由ですね。委員が様々なところ、可能なときには行って、状況を把握して知見を深める、情報を得ると、こういうことの一環で行くということでございます。日程的に今行ける状況になったので、伺うということでもあります。

司会 ほかに御質問のある方はいらっしゃいますか。どうぞ。

記者 今の件なのですが、今、行けるというのは、こういったところを視察したいとか、どんな必要性があるから行かれるということについては、いかがでしょうか。

大熊総務課長 そうですね。ちょっとお答えになっているかはあれですが、特に今、幌延で何をということが特にあるわけではないといえませんが、深地層処分

に関する研究を行っているところですので、私どもとしても、また委員としても、見て状況を把握しておく、知見を得ておく必要があるということで、以前から機会があれば視察を行えばというふうに考えていて、今回、設定されたということであります。

司会 ほかに御質問はございますでしょうか。どうぞ。

記者 テレビ朝日、ヨシノです。

先ほどの国連の話ですけれども、そうなりますと、復興庁もしくは何でしょうかね。要するに、それは誰に問い合わせればいいのかという、多分、質問も含めてだったと思うのですけれども、政府といっても菅官房長官会見か何かで聞けばいいのですかね。

大熊総務課長 今回の報告ということについての対応であれば、先ほど申しました外務省で対応しているということになると思います。被災者の避難の解除をどうしていくかということの方針の決定ということについては、原災本部の被災者生活支援チームということになるというふうに理解しております。

記者 原災本部の被災者生活支援チームとなると、それは復興大臣か何かに聞くということですか。

大熊総務課長 その担当は、済みません、ちょっと今、つまびらかに詳細、確実にお答えしづらいのですが、政府の中で担当の大臣が世耕大臣だったでしょうか。そこは分担を決めて原災本部の中で対応していますので、復興庁ということでは必ずしもなかったと思います。済みません。ちょっと正確にお答えできなくて申しわけありません。後ほど確認しておきます。

司会 ほかに御質問はございますでしょうか。どうぞ。

記者 読売新聞のミウラです。

また今回もなのですが、四国電力の伊方原発3号機、この運転差し止めを求める仮処分の申請に対して、きょう、却下の判断が広島地裁で出たのですが、直接国がかかわっているものではないですが、所感を伺えればと思います。

大熊総務課長 今お話がございました伊方の仮処分の申し立て事案について、広島地裁で申し立て却下という決定があったということは、私どもとしても報道などを通じて承知しているところでございます。これについてのコメントということですが、いつも同様のコメントで恐縮でございますけれども、本件は民事の案件でございます。私ども原子力規制委員会はその当事者ではないということでございますので、これについて直接コメントをするという立場にはないものというふうに考えております。

いずれにいたしましても、我々原子力規制委員会としては、福島第一原子力発電所の事故を教訓として定めました規制基準などに基きまして、必要な規制を厳格に行っていくと。この方針を引き続き徹底していくということと考えております。

司会 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

- 了 -